漁業法(昭和42年法律第267号)第58条において準用する第42条第1項の制限措置の内容及び 石川県漁業調整規則第11条第1項の許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。 令和6年10月8日

(1) 小型機船底びき網漁業 (手繰第3種漁業 なまこけた網)

(1) 1 11 100 10	周辺さ約点条(子採第3種点条)はまごりた約) 制限措置									
漁業の 種類	漁業種類	許可又は可とは可能を対している。これでは可能を対している。これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、	船舶のト ン数	推進機関の馬力数	操業区域 (緯度経度は世界測地系)	漁業時期	漁業を営む者の 資格	新規の 許可・ 継続の 許可	許可の 有効期 間	県漁協支所及 び出張所(旧 漁協又は地 区) 、都道府県
小型機船底びき網漁業	小型機船底びき網漁 業(手繰第3種漁業 なまこけた網)	1	3. 5トン未満	定めなし	下記の点ア、イ、ウ、ス	11月6日から 翌年4月15日 まで	次のの該(1者漁者(2))ののい当漁た使含志ら根用地のい当漁た使含志ら根用地のが業使拠者のが発生機を表し、大田ののののは、大田ののののでは、大田のでは、大田のでは、田ののでは、田ののでは、大田ののでは、大田のでは、大田ののでは、大田ののでは、大田ののでは、大田ののでは、大田ののでは、田ののでは、大田ののでは、大田ののでは、大田ののでは、大田ののでは、大田ののでは、大田ののでは、大田ののでは、田の	新規	1年満	西海

※「漁船使用者」・・・・石川県の漁船原簿に登録された漁船を使用する者 「漁船使用予定者」・・・起業の認可の申請に限り、石川県の漁船原簿に登録を予定している者

許可又は起業の認可を申請すべき期間 令和6年10月8日から令和6年10月14日まで